

平成23年9月14日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市病院事業会計について 1～5

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	健康づくり推進課

上越市病院事業会計について
(病院事業会計における消費税返還について)

1 これまでの経緯

- 平成 22 年 12 月 27 日
社団法人上越医師会が高田税務署に「消費税及び地方消費税の更正の請求書」を提出
- 平成 23 年 3 月 16 日
高田税務署から社団法人上越医師会に「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」が送付される。(3 月 17 日社団法人上越医師会受理)
- 平成 23 年 5 月 16 日
社団法人上越医師会が高田税務署に「異議申立書」を提出

2 「異議申立書」に対する高田税務署の処分

平成 23 年 8 月 11 日付けで高田税務署長から社団法人上越医師会長に対し、「異議決定書」が届けられる。(同日社団法人上越医師会受理)

【異議決定書の内容】

異議申立人から平成 23 年 5 月 16 日付でされた平成 23 年 3 月 16 日付の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの課税期間分、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの課税期間分及び平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の各更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の各通知処分に対する異議申立てについて、下記のとおり決定します。

記

- 主 文 異議申立てをいずれも棄却します。
- 理 由 別紙のとおり。(略) ※概要は、別紙 (3~4 頁) 参照

3 「審査請求書」の提出

社団法人上越医師会は、高田税務署の処分(異議決定書)を不服として、平成 23 年 9 月 8 日、国税不服審判所に「審査請求書」を提出した。

4 「審査請求」における主な争点

- 国税通則法等関係法令の解釈
- 平成18年4月1日から平成20年9月30日までの期間における本件委託料が、消費税の課税資産の譲渡等の対価の額（消費税の課税標準）に該当するか否か
- 本件に係る当初協定（平成18年締結）及び変更協定（平成20年締結）を無効、取消し、新たな協定を締結した事由が、《後発的なやむを得ない事情》に該当するか否か
- 本件に係る当初協定（平成18年締結）及び変更協定（平成20年締結）を無効、取消した行為をもって、《取引が無効、取消しとなり、取引に係る対価を返還等した場合に後年度の申告において過年度分の消費税額の控除が認められる》に該当するか否か

5 国税不服審判所における審査の流れ

- ① 国税不服審判所に審査請求書を送付（平成23年9月8日付）
- ② 国税不服審判所から高田税務署へ審査請求書を回送
- ③ 高田税務署から国税不服審判所へ答弁書を提出
- ④ 国税不服審判所から審査請求人（上越医師会）へ答弁書を送付
- ⑤ 審査請求人から国税不服審判所へ反論書を送付
- ⑥ 国税不服審判所の審査 → 裁決
- ⑦ 裁決に不服がある場合（裁決後6か月以内）、又は3か月を経過しても裁決がない場合は、原処分取消訴訟を起こすことが可能

棄却理由概要

1. 国税通則法解釈

- 我が国は、申告納税方式を採用し、申告義務の違反や脱税に対しては加算税等を課している結果、安易に課税負担の錯誤を認め、その法律行為が無効であるとして納税義務を免れさせたのでは、納税者間の公平を害し、租税法律関係が不安定となり、ひいては申告納税方式の破壊につながることから、納税義務者は予想していた納税義務と異なることを動機の錯誤として法律行為が無効であることを、租税行政庁に対して申告期間を経過した時点で主張することはできない。

2. 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの期間における委託料が、課税資産の譲渡等の対価の額（消費税の課税標準）に該当するか否か

- 消費税の課税対象となるか否かは、事業として行う資産の譲渡等と当該金員との間に対価関係があるか否かによる。
- 当事者間で管理業務遂行の対価として合意した金額であり、当該期間における本件委託料は、課税資産の譲渡等の対価の額、すなわち消費税の課税標準になる。
- 交付金であればすべて資産の譲渡等の対価に該当しないとするものでなく、一般的には反対給付を受けない給付金等であるから、資産の譲渡等の対価に該当しないとするものであり、反対給付を受けるものは、資産の譲渡等の対価に該当する。

3. 通則法施行令第 6 条第 1 項第 2 号の事由《後発的なやむを得ない事情》に該当するか否か

- 平成 22 年協定で無効、取消しとしたが、提供される役務の内容（管理業務）は何ら変更されておらず、また、この協定に基づき申立人が改めて本件管理業務を行ったものでもない。
- 当事者間において申立人が管理業務を適正に遂行しているものと認識していると認められる。
- 管理業務の対価の全額を委託料としたことに地方自治法等法令の解釈の誤りはなく、当該取消し及び無効確認は、診療に要する人件費に係る消費税等の課税の有無をその動機とするものであると認められる。この動機によって、当初協定・変更協定が無効であることを租税行政庁に主張することはできない。
- 申立人の主張事由（通則法第 23 条第 2 項第 3 号に規定するやむを得ない理由）は、法定の解除事由がある場合、事情の変更により契約内容に拘束力を認めるのが不当

な場合など、その他これに類する客観的な理由のある場合であり、申立人の主張にはこの理由がない。

4. 消費税法基本通達 14-1-11《取引が無効、取消しとなり、取引に係る対価を返還等した場合に後年度の申告において過年度分の消費税額の控除が認められる》に該当するか否か

- 管理業務に係る役務提供は、当事者間で合意した対価の額の反対給付として履行（課税資産の譲渡等）が行われており、申立人はその履行を前提として平成 22 年協定を作成し、消費税相当額の還付を受けるための手続きを行っていることが認められる。
- 通則法施行令第 6 条第 1 項第 2 号《後発的なやむを得ない事情》にも通則法第 23 条第 2 項《政令で定めるやむを得ない理由があるとき、理由が生じた日の翌日から 2 月以内に更正請求できる》にも当たらないこと、資産の譲渡等が無効又は取消しをされたものとは認められないことから、通達の適用はない。

病院事業会計における消費税過払い問題検証結果

1 問題発生背景及び経緯（関係者への聴き取り結果要約）

- センター病院への指定管理者制度導入検討時期（平成 17 年当時）は、指定管理者制度創設から間もない時期であり、全国的にもノウハウの蓄積・情報が乏しく、しかも移行期限が定められている切迫した状況の中、手探り状態で事務が進められていた。
- センター病院の指定管理者制度移行にあたっては、指定管理者制度移行に伴う上越医師会との協議を最優先する中で、“公金支出が大きく増える”という問題意識よりも、指定管理者制度に移行するための事務を早く進めたいとする意識が庁内に強く働いていた。
- 職員の中には“公金支出が大きく増える”ことに疑問を抱いていた者もいたが、指定管理料については、委託料として一括支払うものであるとの考え方が支配的であったため、担当者間による議論から関係各課管理職を含めた広範囲にわたる組織としての議論へと進展せず、他の手法の有無等問題点を検証することなく事務処理がなされてしまった。
- このような状況の中で、消費税分が増高することについて、特別職や部長が十分に把握することのないまま指定管理料を一括委託料で支払うことが決定された。また、議会提案等の説明においてもこの件に触れることはなかった。

2 まとめ

- この度の問題は、センター病院の指定管理者制度移行事務において、指定管理者制度及び税法の解釈の稚拙さ並びに課題処理に対する職員の意識の低さが原因である。
- 具体的には、指定管理料については委託料として一括支払うものであるとの思い込みのもとで、契約方法の変更（指定管理協定）により新たに消費税が発生すること、即ち経費が増高することについて、協議が課長レベルに止まり、上司への報告や協議等が適切になされなかったこと、また一連の経緯の中で庁内における十分な議論もなく事務が進められたこと、更に、協定締結後に一部の職員が問題提起をしたにもかかわらず「一度締結した協定の変更はできない」との固定観念が強く働いていたことから、結果として変更まで 2 年半を要すこととなった。
- このような問題を繰り返さないために、組織としてこの問題を受け止め、まずは公金を 1 円でも無駄にしないという基本的な意識を改めて確認共有するとともに、職員一人一人がそれぞれの職責を自覚し、適切に事務を進める。